

第二種社会福祉事業（無料低額宿泊所）の届出の事務処理 及び運営に関するガイドライン改正案の概要について

平成25年8月

福祉部 生活福祉課

1 趣 旨

川越市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（平成25年条例第17号）の制定に伴い「第二種社会福祉事業（無料低額宿泊所）の届出の事務処理及び運営に関するガイドライン」の改正を行い、適切な事業運営や利用者の適切な処遇を確保しようとするものです。

2 内容など

別添「第二種社会福祉事業（無料低額宿泊所）の届出の事務処理及び運営に関するガイドライン改正案と現行ガイドライン対照表」のとおりです。

3 施行期日

このガイドラインは、平成25年10月1日から施行しようとするものです。